耐震診断意向確認票

　木造住宅耐震診断は、次の要件のいずれにも該当する場合に受けることが出来ます。

　１　昭和５６年５月３１日以前に市内に着工された住宅(店舗等の併用住宅は、店

舗等に供する部分の面積が床面積の２分の１未満であること。)

　２　木造在来構法及び木造伝統的構法の一戸建ての住宅

　３　長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

　４　アパート、貸家、離れを除く。

　５　過去にこの耐震診断を受けていないこと。

　６　原則として居住していること。

　７　増改築をしている住宅は、昭和５６年５月３１日以前の部分が建物全体の半分以上であれば対象

　８　原則として、平成１７年６月１日以降に増築又は一部改築を行っていないこと。

　なお、診断は受付順に実施しますが、申込多数の場合はお待ちをいただく場合がありますのでご了承ください。

また、耐震診断後の耐震改修工事に対しては、別に補助制度（木造在来構法の住宅に限る。）がありますが、他に多くの要件が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

その他、耐震改修工事費の自己負担軽減を図るため、代理受領制度を設けていますのでご活用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| フ リ ガ ナ氏　 　　名 |  |
| 住　 　　所 | 〒 |
| 町 　会 　名 |  |
| 建 物 所 在 地 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 建 築 年 月 日 | 明治　　大正　　昭和　　　年　　　月頃　　　　　階建て |
| 増 築 の 経 過 | 昭和　　　　年　　　月　増築　　　　　　　　　　　　㎡昭和　　　　年　　　月　増築　　　　　　　　　　　　㎡平成　　　　年　　　月　増築　　　　　　　　　　　　㎡令和　　　　年　　　月　増築　　　　　　　　　　　　㎡ |
| **増築後の延べ床面積** | 　　　　**㎡** |

【ご提出・連絡先】

　松本市役所　建設部　住宅課

　　　　　　　　　電話　　０２６３－３４－３０００（内線）１８５１～１８５３

０２６３－３４－３２４６（直通）

FAX　　０２６３－３４－３２０７